【手数料を納付書で支払う場合】

容器検査所登録申請について

１　容器再検査所の登録を受けようとするものは検査所ごとに都道府県の許可が必要です。

　　容器再検査は、容器検査所の登録を受けた者が経済産業省令で定める方法により行わなければなりません。（高圧ガス保安法（以下、法という。）第49条第1項）

容器検査所登録の有効期間は5年です。（法第49条の9及び高圧ガス保安法施行令第11条）

なお、容器検査所登録申請が必要な場合は以下のとおりです。

1. 新規に容器検査所を設けようとする場合

2. 相続、合併、分割、譲渡、法人化又は組織変更等により、登録を受けた者が変更する場合

3. 登録を受けた検査所が、検査する容器又は附属品の種類を変更する場合

２　手続きに必要な書類

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 書類 | 部数 | 備考 |
| 容器検査所登録申請書（様式第５） | 1 | 控えが必要な時は、副本とともに２部提出すること。 |
| **手数料の支払後に受け取った「控１」の印字があるレシート** | 1 | **支払場所で受け取った「控１」のレシートを申請書の裏側に貼り付ける。（詳細は下記３を参照）** |
| 検査所に関する説明書 | 1 |  |
| 検査所附近図 | 1 |  |
| 検査所内配置図 | 1 |  |
| 容器再検査対象容器一覧表 | 1 |  |
| 検査設備明細書 | 1 |  |
| 再検査手順書 | 1 |  |
| 再検査成績表 | 1 |  |
| 登記事項証明書（法人の場合） | 1 |  |

３　手数料（鳥取県が発行する納付書で納付してください。）

　○納付書の入手に当たっては、県ホームページ「高圧ガス関係の申請・届出」の「手数料について」から**「納付書送付依頼書」をダウンロードして記入の上、下記申請先にファクシミリ又はメール送信**ください。（折り返し郵送します。）

○県ホームページ「高圧ガス関係の申請・届出」の「手数料について」に掲載されている「納付書による支払時の注意事項」を参照の上、手数料を支払いください。

○支払後の納付書の控えのうち、**右端の「納税証明書＜納付済証＞」を切り取って申請書の裏側に貼り付け**てください。

**＜注意事項＞**

・その年度に発行された納付書はその年度内（３月３１日まで）しか使用できません。**４月１日以降に支払う場合は新年度の納付書を使用**ください。

・納付書を送付するまで１週間程度を要する場合がありますので、お急ぎの場合はバーコード付き申請書（県ホームページ「高圧ガス関係の申請・届出」からダウンロードできます。）又は電子申請サービスを利用ください。

・使用予定がない県収入証紙は、令和８年９月３０日までに還付請求をしていただくことにより、県からご指定の口座に返還します。ただし、返還する金額は、証紙額面から手数料３．３％を控除した金額となります。手続の詳細は以下の県会計指導課のホームページの次のアドレスを参照くださるか、同課にお電話ください。

（アドレス）https://www.pref.tottori.lg.jp/296529.htm

（電話）０８５７－２６－７４３７

４　申請の方法

申請に必要な書類を、次の申請先に郵送し、又は持参してください。

|  |
| --- |
| 鳥取県危機管理局消防防災課 〒６８０－８５７０　鳥取市東町一丁目２７１番地　電話　０８５７－２６－７０６３　ファクシミリ　０８５７－２６－８１３９　電子メール　shoubou@pref.tottori.lg.jp |

様式第５（容器則第30条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 　容器検査所登録申請書 |  ×整　理　番　号 |  |
|  ×受理年月日 |  　　 　年　 　月 　　日 |
|  ×許　可　番　号 |  |
| 　名称 |  |
| 　容器検査所所在地 | 〒 |
| 容器再検査をする容器の種類及び付属品再検査をする附属品の種類 |  |
| 欠格事由に関する事項 | １　高圧ガス保安法第７条第１号又は第２号に掲げる者 |  |
| ２　高圧ガス保安法第５３条の規定により容器検査所の登録を取り消され、取消しの日から２年を経過しない者 |  |
| ３ 心身の故障により容器再検査又は附属品再検査を適正に行うことができない者として経済産業省令で定める者 |  |
| ４　法人であって、その業務を行う役員のうちに前三号のいずれかに該当する者があるもの |  |

　　　　　 年　　月　　日

　　　　　　　　　 　　　　　　　代表者　氏名

　　　鳥 取 県 知 事　様

　　　備考　１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

　 　　 ２　×の項は記載しないこと。